

「高浜ゲートウェイ」(高浜町)

＊ 主な内容

新しく組合員となられた皆様へ	2	スマートフォンをマイケ保険証としてご利用いただけます	14
令和8年度事業計画及び予算が成立	4	令和8年度保健事業内容のお知らせ	15
令和8年度の短期・介護・福祉財源率について	8	生活応援!貸付事業のご案内	17
組合員貯金利率を引き上げます!	9	退職等年金給付に係る 給付算定基礎額残高通知書を送付します	18
被扶養者の異動手続きをお願いします	11	令和8年度の年金額改定について	19
出産・育児休業された方は忘れずに申請してください!	12	エル・サポート・福井からのお知らせ	20
組合員等記号・番号の確認方法	13		



新しく組合員となられた皆様へ

共済組合が皆様の生活をサポートします

地方公務員の共済制度は、相互救済によって組合員及びその家族が安心して生活を送れるようにするための制度です。市町等の職員となられた皆様は、その日から共済組合の組合員となります。

共済組合は皆様の掛金等により運営されています

共済組合の事業運営資金は、組合員の皆様の給料・賞与からの「掛金」と地方公共団体からの「負担金」で賄われています。

事業運営資金は、医療給付や年金給付などの財源となっています。



共済組合はこんな事業をしています

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行っています。(担当：健康管理課)



長期給付事業

組合員の老後の生活、障害または死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。(担当：年金課)



福祉事業

《保健事業》

組合員とその被扶養者の健康保持、増進のため、人間ドックや各種健診の助成、家庭用常備薬等の斡旋、宿泊施設利用助成等を行っています。(P15 参照)

(担当：健康管理課)

《貯金事業》

組合員からお預かりした貯金を安全第一に運用し、その利息収入の還元を行っています。(P9参照) (担当：総務企画課)

《貸付事業》

組合員の住宅取得、自動車等の物品購入や結婚等の資金の貸付けを行っています。(P17 参照) (担当：総務企画課)

《宿泊事業》

組合員やその家族の保養を目的として芦原温泉『越路』の運営を行っています。(担当：越路)



詳しい内容はホームページで
ご確認ください



第172回組合会

令和8年度事業計画 及び予算が成立



第172回組合会は3月5日に福井県自治会館で開催され、定款の一部変更(案)、令和8年度事業計画及び予算(案)等の4議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。予算(案)等の詳細については、後のページで説明させていただきます。

第172回組合会で議決された事項

- 議案第1号 運営規則の一部変更に係る専決処分について
- 議案第2号 育児休業等に関する規則の一部改正に係る専決処分について
- 議案第3号 定款の一部変更(案)について
- 議案第4号 令和8年度事業計画及び予算(案)について

組合会議員の選出



去る2月12日に市町村長が選挙する議員の選挙区第1区の補欠選挙が行われ、平林 透 氏(越前市長)が当選されました。

平林 氏には、令和8年11月30日までを任期として、当組合の業務運営にご尽力いただくこととなります。

議員
平林 透 氏
(越前市長)

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越 路	0776-77-3151

組合の状況

(令和8年2月28日現在)

組 合 員 数	14,186 人
(男)	6,069 人
(女)	8,117 人
任意継続組合員数	226 人
被 扶 養 者 数	7,575 人

令和8年度事業計画及び予算の概要

総括事項

1 地方公共団体等の数

市	町	一部事務組合等	計
9	8	23	40

2 組合員数・被扶養者数・標準報酬の月額・標準期末手当等の額(年度末)

(単位：人、円)

組合員種別	組合員数	被扶養者数	標準報酬の月額(平均)		標準期末手当等の額(平均)	
			長期	短期・福祉	長期	短期・福祉
一般組合員	9,150	5,468	362,749	371,040	1,496,909	1,499,027
うち特別職	41	30	615,854	676,829	2,683,537	2,789,854
短期組合員	3,851	466	—	176,933	—	684,016
市町村長組合員	17	19	650,000	852,353	2,913,235	3,555,471
特定消防組合員	1,131	1,500	386,354	386,354	1,589,342	1,589,342
長期組合員	8	—	331,250	512,500	1,364,750	1,364,750
後期高齢者等短期組合員	105	—	—	162,725	—	529,610
継続長期長期組合員	1	—	530,000	—	1,444,000	—
小計	14,263	7,453	365,805	318,961	1,509,280	1,281,360
任意継続組合員	221	80	—	219,801	—	—
合計	14,484	7,533	365,805	317,448	1,509,280	1,281,360

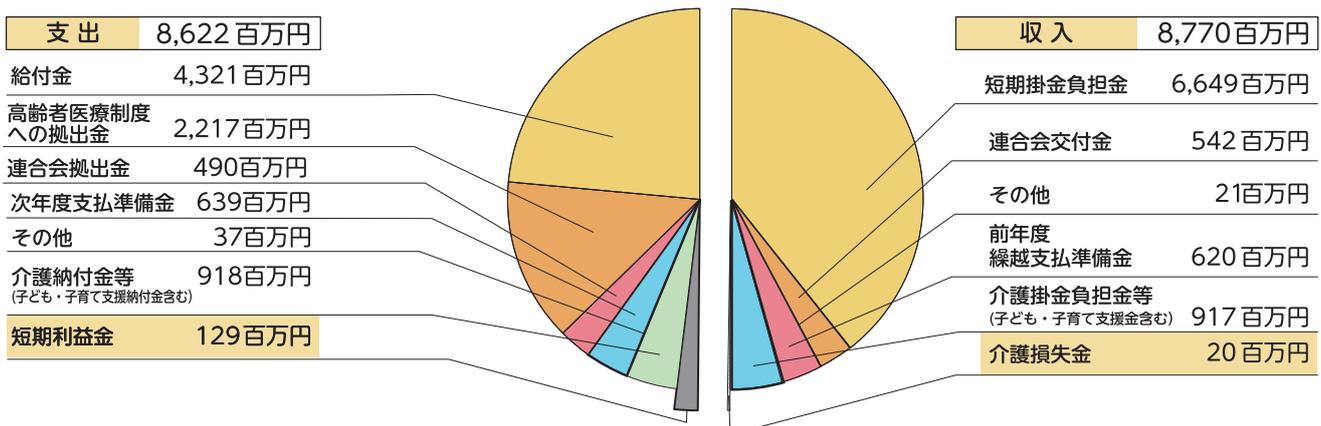
短期経理

この経理は、主に組合員及び被扶養者の医療給付や高齢者医療制度への拠出金等を支出します。また、介護保険制度に係る納付金もこの経理で賄っています。

主な収入は、組合員の皆様に納めていただく掛金と地方公共団体の負担金です。

令和8年度は、短期財源率及び介護財源率を引き下げることといたしました。財源率の引き下げについては、P8をご覧ください。

組合員の皆様には、今後も短期財政の安定的な運営のため、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な利用にご留意いただき、医療費の抑制にご協力いただきますようお願いいたします。



厚生年金保険経理

一元化後の報酬比例部分等の給付に係る組合員保険料、負担金、基礎年金拠出金及び追加費用(2階部分)を全国連合会へ納付する経理です。

令和8年度は、組合員保険料55億556万円、負担金82億2,528万円を、そのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった旧職域年金相当部分に代わる新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金を全国連合会へ納付する経理です。

また、この経理の掛金、負担金には、一元化後に決定される公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用が含まれています。

令和8年度は、掛金、負担金合わせて9億677万円をそのまま全国連合会へ支出します。

経過的長期経理

一元化前に決定された公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用負担と追加費用(3階部分)等を全国連合会へ納付する経理です。地方公共団体の負担金のみで組合員の掛金はありません。

令和8年度は、負担金6,002万円をそのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金預託金管理経理

平成30年度に全国連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための退職等年金預託金管理経理が新設されました。

令和8年度は、預託金により発生する支払利息301万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

経過的長期預託金管理経理

令和元年度から、貸付経理への貸付金はすべて退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなり、令和元年8月より、経過的長期預託金管理経理では縁故地方債のみ引き受けています。

地方公共団体の発行する債券の償還は全て終了しており、新規の縁故地方債の受け入れも見込めないことから、資産・負債すべて0円と見込んでいます。

業務経理

この経理は、主に短期給付や長期給付等の事業を行うために必要な人件費及び事務費等を負担します。

主な収入は、地方公共団体からの負担金(短期組合員等1人当たり年額6,180円、短期組合員等以外の組合員1人当たり年額12,980円)、短期経理からの繰入金(組合員1人当たり年額2,110円)及び全国連合会からの交付金(組合員1人当たり年額4,625円)です。

支出要因である全国連合会への分担金や事務費負担金払込金は昨年より増加していますが、収入要因である組合員1人当たりの負担金等の年額も併せて増加する見込みです。

また、事務費等においては引き続き計画的かつ適切な支出を徹底してまいります。

収支見込 (単位：千円)

収 入	負 担 金	158,201
	連 合 会 交 付 金	54,609
	短期経理より繰入	30,117
	そ の 他	2,019
	計	244,946
支 出	役 員 報 酬	230
	職 員 給 与	66,527
	旅 費	4,240
	事 務 費	21,312
	委 託 費	28,951
	賃 借 料	12,091
	普 及 費	3,208
	負 担 金	10,918
	連 合 会 分 担 金	15,387
	事務費負担金払込金	70,455
	そ の 他	3,304
		計
差 引 今 年 度 損 益 金		8,323

保健経理

この経理は、短期給付の補完的役割として医療費増高対策に関連する事業を行う経理です。

第3期データヘルス計画に基づき、人間ドック・がん検診の費用助成やスポーツ関連施設の利用助成等の保健事業を行っています。

令和8年度は財源率を引き下げることといたしました。財源率の引き下げについてはP8をご覧ください。保健事業の内容は、P15の「令和8年度保健事業の概要」をご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収 入	負 担 金・掛 金	244,088	
	そ の 他	6,302	
	計	250,390	
支 出	厚生費	保健・医療費増高対策関係	134,078
		保 養 関 係	35,033
		そ の 他	4,746
		厚 生 費 計	173,857
	特定健診・特定保健指導	24,134	
	職員給与・事務費等	54,977	
	宿泊経理へ繰入	20,000	
	計	272,968	
差 引 今 年 度 損 益 金		△22,578	

宿泊経理

この経理では、組合員とそのご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

昨今の光熱費や各種仕入れの高騰の影響等により昨年10月に料金を改定させていただきましたが、依然として物価が上昇傾向にあること、また、最低賃金についても想定を超える大幅な値上げとなったことから、支出が収入を上回る見込みとなります。今年度は赤字が見込まれますが、これまでに積立てられた欠損金補てん積立金を取り崩して対応いたします。

越路は、組合員の皆様のための保養施設ですので、これからも、皆様に愛される施設となるよう様々な企画をご提供させていただきたいと思っております。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、令和8年度の営業予定日、利用料金等につきましては、折り込みのチラシをご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収 入	施 設 収 入	240,102
	商 品 売 上	5,208
	保健経理より繰入	20,000
	そ の 他	3,744
	計	269,054
支 出	職 員 給 与	79,114
	商 品 仕 入	3,906
	事業用消耗品費	10,400
	飲 食 材 料 費	42,243
	賃 金	22,560
	光熱水料・燃料費	31,740
	負 担 金	20,592
	減 価 償 却 費	28,520
	そ の 他	49,742
	計	288,817
差 引	今年度損益金	△ 19,763

貯金経理

組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、皆様の財産作りを支援する事業を行う経理です。

市場金利の上昇及び当組合の資金運用状況も良好であることから、組合員貯金利率を**令和8年4月より年利 1.0%に引き上げます。**

本年度においても、資金運用は法令の定めに基づき、信用力(格付)の高い債券等で安定的かつ効率的な運用に努めていきます。

項 目	事 業 計 画 額
貯 金 額	47,928,624 千円
貯 金 者 数	8,685 人
貯金者1人当たり貯金額	5,519 千円
組 合 員 加 入 率	59.97%
組 合 員 貯 金 利 率	年 利 1.0%

貸付経理

住宅の新築・改修資金、自動車等の物品の購入資金、冠婚葬祭やお子様の入学・修学のための資金など、組合員の皆様が必要とする資金の貸付けを行います。

貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する「退職等年金給付に係る基準利率」に応じて定められます。「退職等年金給付に係る基準利率」とは、地方公務員等共済組合法に基づき、国債の利回りを基礎として、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

令和7年10月から令和8年9月まで適用される基準利率は0.41%であり、貸付利率は貸付利率一覧表のとおりとなります。

■事業計画 (単位：千円、件)

貸付種類	事業計画額	事業計画件数
普通貸付	158,203	147
住宅貸付等	201,651	57
特別貸付 (結婚・入学・修学等)	200,321	219
合 計	560,175	423

■貸付利率一覧表

貸 付 種 類	年 利
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災 害 貸 付	0.93%
在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付	1.00%

令和8年度の短期・介護・福祉財源率は引き下げとなりました!



令和8年度 短期・介護・福祉財源率(%)

	掛金				負担金			
	短期	介護	福祉	子ども・子育て支援	短期	介護	福祉	子ども・子育て支援
組合員 (変更前)	46.00 (52.00)	8.00 (8.30)	1.70 (2.12)	1.15	46.00 (52.00)	8.00 (8.30)	1.70 (2.12)	1.15
75歳以上の組合員 (変更前)	2.32 (2.52)	— —	— —	— —	2.32 (2.52)	— —	— —	— —

※介護は、40歳以上65歳未満の組合員に適用

令和6年度から令和8年度までの3年度間で短期積立金を積み直すため、令和6年度から短期財源率を104.0/1000に設定しましたが、令和6年度及び令和7年度において給与改定等により掛金・負担金収入が増収となったことにより、令和7年度末で14億円以上を積み立てることができる見込みとなったため、92.0/1000に引き下げます。

また、介護財源率については、予算収支結果において収支均衡を図るため、16.0/1000に引き下げます。福祉財源率については、令和元年から令和5年までのコロナ禍における保健事業全体の事業執行率の低下や給与改定等により積立金が増加したため、財源率を3.4/1000に引き下げます。

そのほか、75歳以上の組合員に係る育児休業・介護休業に係る掛金・負担金率が2.32/1000に引き下げとなりました。

今後も医療費の抑制に取り組んでまいりますので、組合員、被扶養者の皆様には健康維持増進にご留意くださいますようお願いいたします。

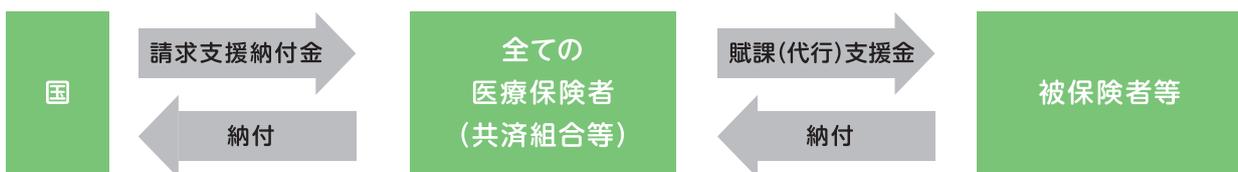
令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」に係る掛金の徴収が始まります

令和8年4月から掛金等に子ども・子育て支援金がかかります。子ども・子育て支援制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代が支える「新しい分かち合い・連帯」の国の仕組みです。

医療保険者(当組合や国民健康保険組合、全国健康保険協会等)は、国に代わって子ども・子育て支援金を徴収する代行徴収的な位置づけを担います。

支援金額は、標準報酬月額に支援金率を掛けて算定します。令和8年度の支援金率は、国から一律に示された2.3/1000となります。

「子ども・子育て支援金制度」のしくみ



医療保険者は「子ども・子育て支援金」の代行徴収的な位置づけになります

家庭用常備薬等の斡旋について

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます!

家庭用常備薬等の斡旋事業は年2回、共済だより7月号及び10月号に折込み予定です。

<お問合せ先 健康管理課>



組合員貯金利率を引き上げます!

令和8年 3月31日まで **0.8%** (半年複利) ➔ 令和8年 4月1日から **1.0%** (半年複利)

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

令和3年4月以来、組合員貯金利率を年利0.8%に据え置いてまいりましたが、市場金利の上昇及び当組合の資金運用状況も良好であることから、令和8年4月より、年利1.0%に引き上げることといたしました。

組合員貯金にまだ加入されていない方は、この機会にぜひご加入ください。

臨時入金の取り扱いが変わります

令和8年4月より、『組合員貯金払込書(臨時入金)』が使用できなくなります。

今後は当組合が配布するQR伝票をご利用ください。

詳しくは当組合HPをご覧ください。

当組合HPはこちら!



払戻スケジュールにご注意ください

GW前後払戻スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
4/26	27	28 5/1払戻締切	29 昭和の日	30	5/1 5/8払戻締切	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8 5/12払戻締切	9

■ …払戻請求書の必着日

○ …払戻指定日(祝日を除く「火・水・金」曜日)

4月29日(水)・5月5日(火)・5月6日(水)は祝日のため払い戻しができませんので、ご注意ください。

払戻請求書は、払戻日の2営業日前までに当組合必着です。郵便物の配達は、投函から3日程度要するため、余裕をもってご提出ください。

組合員貯金残高通知書を送付します

・送付方法：4月下旬頃に所属所を通じて組合員の皆様へお届けします。

任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。

・記載内容：3月末の決算利息を元金に繰り入れた後の組合員貯金残高を記載しております。

・確認事項：令和7年度下半期(10月～3月)の入出金状況及び、ご登録いただいております「振込先」をご確認ください。



<お問合せ先 総務企画課>



「高浜ゲートウェイ」(高浜町)



高浜ゲートウェイは、福井県のJR敦賀駅とJR若狭高浜駅を結ぶ全長126kmの「若狭湾サイクリングルート」の起終点に位置するサイクリングの拠点です。電動アシスト自転車やクロスバイクなど多様なレンタサイクルを取り揃え、初心者から経験者まで幅広く利用できます。自転車の簡易整備が可能な設備や給水ポイント、休憩スペースを備え、安心して旅を楽しめる環境を整えています。

令和8年度 任意継続掛金について

任意継続組合員に係る掛金(月額)は、「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額(令和8年度は380,000円)」を比較し、いずれか低い額に短期分及び介護分の掛金率を乗じて算出します。

また、令和8年4月から任意継続掛金に子ども・子育て支援金がかかります。医療保険者(当組合や国民健康保険組合、全国健康保険協会等)は、国に代わって子ども・子育て支援金を徴収する代行徴収的な位置づけを担います。

なお、令和8年4月からの任意継続掛金の最高限度額(月額)は次のとおりとなります。

任意継続掛金(月額)の最高限度額 41,914円

内訳

短期分	$380,000 \text{ 円} \times 92.0 / 1000$	34,960円
介護分	$380,000 \text{ 円} \times 16.0 / 1000$	6,080円
子ども・子育て支援分	$380,000 \text{ 円} \times 2.3 / 1000$	874円

※40歳未満及び65歳以上の方は介護分の掛金の納入は不要です。

任意継続組合員の資格を取得された方へ ～被扶養者資格の取消・更新手続きが必要な場合があります～

在職中にご家族が被扶養者として認定されていた組合員の方が、任意継続組合員の資格を取得されたことにより、主たる生計維持者の変更、生計状況の変更や被扶養者の収入増加等が生じた場合、被扶養者資格の取消・更新手続きが必要となります。詳しくは共済組合までお問い合わせください。

医療費の自己負担割合について

マイナ保険証等を使用して医療機関や薬局で受診・調剤された際、医療費(保険診療分)に対し会計窓口で支払う一部負担金(組合員)・自己負担金(被扶養者)の負担割合は次のとおり



	組合員・被扶養者の負担割合 (一部負担金) (自己負担金)	共済組合の負担割合
組合員	医療費の3割	医療費の7割
被扶養者	医療費の3割 (小学校就学前 2割)	医療費の7割 (小学校就学前 8割)
高齢受給者(70～74歳)の 組合員及び被扶養者	医療費の2割 (現役並み所得者※ 3割)	医療費の8割 (現役並み所得者 7割)

※「現役並み所得者」とは、標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

<お問合せ先 健康管理課>

事由発生日から5日以内に被扶養者の異動手続きをお願いします

被扶養者に次のような異動などがあったときは、手続きが必要になります。

被扶養者認定更新が必要な方、新たに認定依頼をされる方や認定取消が必要となる方は手続きをお願いします。

手続きの詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

取消手続きが必要となる方



就職した方

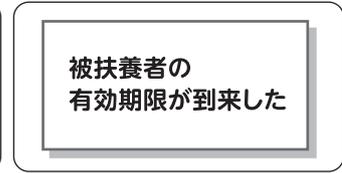


年間収入が認定基準額を超える方
又は超える見込みとなった方

更新手続きが必要となる方



休学または退学した方



雇用保険の給付制限中の方、
180万円を超える年金の受給
予定がある方…etc

被扶養者認定について

●稼働できる状態にある方は、原則、被扶養者認定の対象となりません。

原則18歳以上60歳未満の稼働できる状態にある方(健康で働ける状態にある方)については、社会通念上、社会人としての責任において自立する又は自立に向けて準備しなければならないと考えられています。

したがって、被扶養者認定基準である年間収入130万円未満(※)であることだけでなく、「組合員が扶養しなければならない事情」及び「生計を維持している事実」を具体的に調査確認のうえ扶養状態にあると共済組合が認めた場合に限り、被扶養者として認定しています。

●稼働できる状態にない方は、被扶養者認定の対象となります。

○病気やケガにより就労できない方等(学生の方が休学された場合は、更新手続きが必要です。)

○学校教育法第1条に規定する学校の学生である方等

ただし、定時制・通信制・夜間課程の学生や各種資格取得講座等の受講生については、就業者を対象とした学校等であることから、稼働できる状態にある方として扱います。

なお、稼働できる状態にない方でも、年間収入が130万円以上(※)ある場合には被扶養者認定ができません。

〔(※)19歳以上23歳未満の者(配偶者を除く)は、年間収入が「150万円」、60歳以上の方や障害を事由とする年金受給者にあつては、年間収入が「180万円」と読み替えます。〕

被扶養者認定基準における年間収入とは

被扶養者認定における年間収入とは、所得税法による暦年所得ではなく、被扶養者認定を受けようとする時点から先1年間の恒常的収入(パート等の給与収入・年金収入・事業収入等)の総額をいいます。(一時的な収入は含みません。)

取消の手続きは速やかに行いましょう！

- ・ 被扶養者の取消手続きについては、事実が発生しましたら速やかに手続きしてください。
- ・ 被扶養者認定の取消手続きが遅れた場合は、取消事実が発生した日まで遡って取消となり、その間に当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。
- ・ 被扶養者の更新又は取消手続きの際、カード型の「資格確認書」が交付されている場合は、必ず返還してください。

さらに

出産された方・育児休業された方

育児中のお父さんも…! 忘れずに申請してください!!

～ 共済組合に申し出ることにより標準報酬の月額が改定されます～



育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る3歳に満たない子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬の月額を改定することができます。

職場復帰後に「育児短時間勤務」や「育児部分休業」を取得して報酬が低下したときはもちろん、時間外勤務手当や通勤手当の減少などの理由で報酬が低下したときも対象となります。

また、復職に伴う昇給等により報酬が増加した場合も改定の対象となります。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬の月額を改定することができます。

(ただし、引き続き「育児休業」を取得した場合を除きます。)

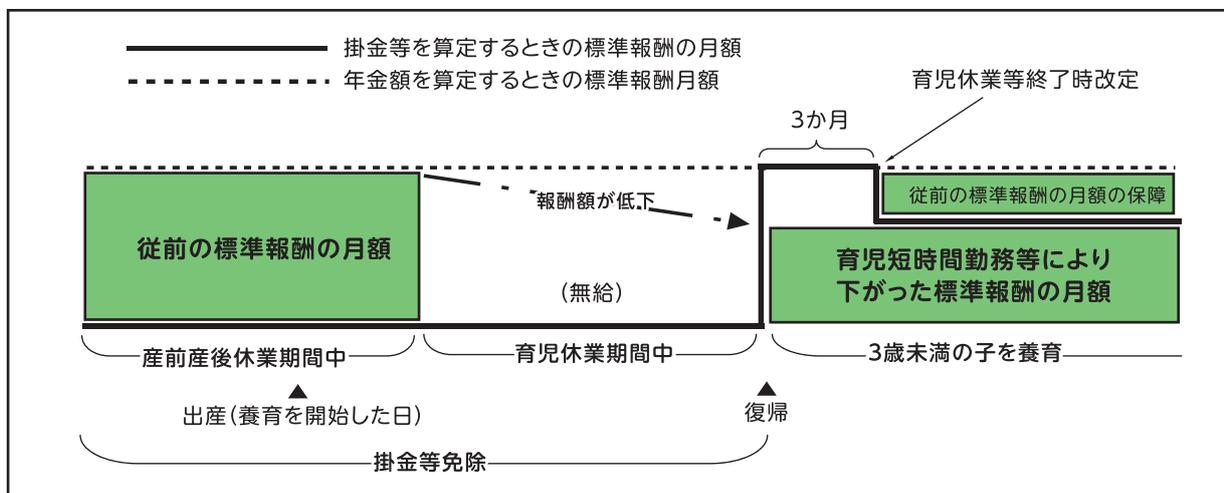
改定の対象は、育児休業等終了時改定と同様です。

3歳に満たない子を養育している期間の特例（養育特例）

3歳に満たない子を養育している組合員(父母どちらも対象)の標準報酬の月額が、上記2つの改定などにより、養育を開始した日前の標準報酬の月額(従前の標準報酬の月額)を下回る場合、共済組合に申し出ることにより、将来、厚生年金保険給付や退職等年金給付の額を計算する際に、従前の標準報酬月額で計算されます。(「育児短時間勤務」などにより、標準報酬の月額が低額になることで将来の年金給付に影響が出るのを避けるための特例措置ですが、**養育している期間中であれば、標準報酬の月額が下がる理由を問わず、特例が適用されます。**)

ただし、掛金等については実際の標準報酬の月額に対して徴収されることから、短期給付については、実際の標準報酬の月額を基に算定されます。

★ 養育特例のイメージ



※ 上記いずれも、組合員の方からの申出書の提出が必要になります。

各種手続きにつきましては、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

組合員等記号・番号の確認方法

令和6年12月2日以降、組合員証・組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証(以下「組合員証等」といいます。)が廃止され、マイナ保険証による医療機関受診が基本となりました。

共済組合への提出書類や助成券等に組合員等記号番号をご記入いただく際は、ご注意ください。

1 組合員等の資格確認方法

- (1) マイナポータルの資格情報画面
- (2) 資格確認書(マイナ保険証をもっていない場合等に発行されるカード型の資格確認書)
- (3) 資格情報のお知らせ(令和6年9月末に発行されたもの)
- (4) 資格情報通知書(新規取得時にオンライン資格確認が可能となった時点で発行されるもの)
- (5) 上記(1)の資格情報をPDFで保存した「医療保険の資格情報」画面又はそのPDFを印刷した紙媒体

2 組合員等記号番号を確認する場合

- (1) 組合員・任意継続組合員・被扶養者に関する申告書を共済組合に提出するとき
例) 就退職に伴う手続き、氏名・住所・金融機関変更 産前産後休暇や育児休業に係る掛金免除に係る申請 等
- (2) 短期給付を請求するとき
例) 療養費、出産費、傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 等
- (3) リフレッシュ施設利用助成券・越路利用助成券・協定保養所利用助成券を利用するとき
- (4) 特別会員契約スポーツ施設において特別会員月額利用料金で利用申込する場合
- (5) 組合員貯金に関する手続きを行うとき 組合員貯金加入申込書、変更届書、払戻(解約)請求書、を提出するとき
組合員貯金払込書(臨時入金)を使用するとき 臨時入金を銀行のATMで行う場合に依頼人欄を入力するとき
組合員貯金残高を共済組合に照会するとき
- (6) 共済組合の貸付を申込みするとき
- (7) その他共済組合に対し各事業について照会するとき

〈お問合せ先 健康管理課・総務企画課〉



リフレッシュ助成券を使って 運動をはじめませんか



共済組合が契約しているスポーツ施設等を利用して気軽に運動をはじめませんか?

健康づくり支援の一環として、組合員及びご家族が当組合の契約している施設を利用する場合にその利用料金の一部を助成する「リフレッシュ施設利用助成事業」をぜひご利用ください。

『令和8年度リフレッシュ施設利用助成券』について

- 4月下旬に配布します。(任意継続組合員は対象外です。)
- 組合員及びその家族が対象です。
- 1人当たり2,000円(400円×5枚)を限度として助成します。
- 対象施設は、主に県内の
ゴルフ練習場・ボーリング場・バッティングセンター・スポーツ施設
アイススケート場・スキーリフト等(冬季)です。
※ 契約施設一覧をリフレッシュ施設利用助成券に同封します。
- 詳細は、助成券に同封している利用案内または当組合ホームページをご覧ください。

継続的な
運動も!

★組合員限定★

スポーツジム「ルネッサ」「HYPER FIT 24」を特別会員月額料金でご利用いただけます!

詳細は、当組合ホームページの「特別会員利用契約スポーツジム」のバナーよりご確認ください。

〈お問合せ先 健康管理課〉

スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます

スマホでマイナ保険証を使うための事前準備

①マイナンバーカードの健康保険証利用登録をする

マイナポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください(すでにマイナ保険証を利用している場合は手続き不要)。

②マイナンバーカードをスマホに追加する

マイナポータルアプリの画面から、スマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が可能です。詳しくは以下のリンクからご確認ください。

■iPhone

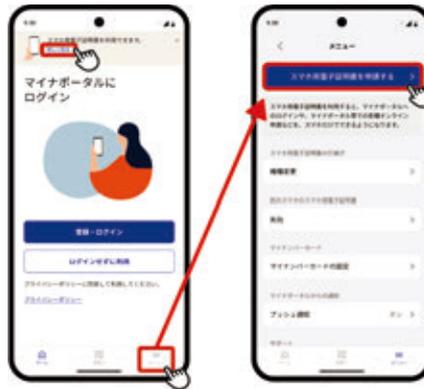


※iOS18.5以上のバージョンが必要です。



詳しくはこちら

■Android



※Android11以上のバージョンが必要です。



詳しくはこちら

資格喪失後、資格確認書等は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、**下記の返還が必要な書類をお持ちの方は速やかに返還してください。**また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前に下記の書類をお持ちの場合は、速やかに返還してください。

【返還が必要な書類】

資格確認書(カード型)、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

資格喪失後の医療機関等の受診について

新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の資格情報がわかるもの(資格情報のお知らせ・資格情報通知書・資格確認書等)が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「健康保険の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後、健康保険の変更について申し出を行わずに医療機関等を受診した場合は、**当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。**

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思った時、当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」をご利用してみたいかがでしょうか。

メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

電話でのご相談は・・・

フリーダイヤル **0120-863-291**

ハロー みんなの ふくい

メールでのご相談は・・・

右の二次元コードからアクセスしてください →



※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

令和8年度 保健事業内容のお知らせ

組合員の皆様の健康保持増進のため、各種検診、元気回復のための助成事業により、健康な生活を送っていただくことを目的に保健事業を行っています。

特定健康診査		40歳以上74歳以下の被扶養者および任意継続組合員を対象に、特定健康診査の費用を負担します。	
特定保健指導		組合員が受診する定期健康診断・人間ドックおよび上記健康診査において、その検査結果により、当組合が厚生労働省の基準に基づき選出した者を対象に、保健指導を行いその費用を負担します。	
保健関係	人間ドック利用助成	35歳以上の組合員で所属所を通して申し込みを行い、指定検査機関及び日程で人間ドック及び脳ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します。指定年齢者を優先します。(指定年齢者は、年度中に37、40、45、50、55、60歳に達する組合員(短期組合員を除く)をいう。) ※短期組合員は1日ドックのみ助成。また、個々に雇用条件が異なるため希望制(抽選)とし「指定年齢者以外」の助成額で助成します。短期組合員の人間ドックの希望申込みは、4月1日から年度末まで雇用が見込まれる方に限ります。 [1日ドック]35歳以上の組合員・被扶養配偶者 [2日ドック]50歳及び60歳の組合員 [脳ドック]45歳以上の組合員 令和8年度より助成額をそれぞれ2,000円引き上げました!	
	がん検診助成	所属所が、がん検診を行った場合、その費用を助成します。	
	定期健診付加検査助成	所属所が行う法定健康診断に併せ、指定項目を付加した場合に、付加検査に係る費用の全額を助成します。	
	歯科健診助成	共済組合指定年齢者が福井県歯科医師会の協力歯科医院で歯科健診を受診した場合、健診費用の全額を助成します。(指定年齢者は年度中に27、33、36、45、55歳に達する組合員)	
	重症化予防受診勧奨	健診の結果、基準値以上で高リスクの組合員・被扶養者を対象に年2回受診勧奨を行います。	
	禁煙対策	禁煙に向けた情報提供及び禁煙外来助成を行います。	
	こころの健康カウンセリング	電話または面談によるカウンセリングを行います。継続カウンセリングは年間5回まで無料です。	
	リフレッシュ施設利用助成	契約施設利用助成	組合員及びその家族を対象に契約施設(ゴルフ練習場・ボーリング場・バッチングセンター・スポーツ施設・アイススケート場・スキーリフト等)を利用した場合、組合員1人当たり2,000円を限度として助成します。
		特別会員団体契約助成	特別会員契約施設(「ルネッサ」及び「HYPER FIT 24」の県内各店舗)を利用する場合、特別月額利用料で利用できます。また、個人での体験利用や、グループ体験、所属所へのインストラクター派遣を行います。
	家庭用常備薬等斡旋	家庭用常備薬等の斡旋を行います。	
保養関係	保養所利用助成	直営保養所 直営保養所「越路」を利用した場合、大人4,000円(嶺南所属所 5,000円)を助成します。ただし、繁忙期・年末年始の宿泊については、大人3,500円(嶺南所属所 4,500円)の助成とします。幼児は大人の2,000円引き 小学生以上は大人料金 繁忙期についてはHPまたは折込の「越路利用期別カレンダー」をご確認ください。	
		協定保養所 協定保養所を利用する場合、1泊につき1,500円を組合員及びその被扶養者を対象に助成します。(公務出張における宿泊については利用できません。)	
長期勤続者宿泊優待	組合員期間25年以上の方が退職・または在職死亡した場合、直営保養所「越路」に宿泊優待いたします。(組合員+1名様または遺族+1名様)		
医療費増高対策関係	医療費通知	自己医療費および診療事実チェックのため、医療費通知を送付します。	
	後発医薬品差額通知等	慢性疾患者を対象にジェネリック医薬品の差額通知を送付します。また、調剤費用の抑制について周知します。	
	健康レポート関連	健康データ分析を用い、所属所への情報提供等、健康課題の共有を行います。	
	健診結果・医療費データ分析	健診結果や医療費データ分析を行い、健康課題の発見と対策を行います。	
	レセプト内容審査・点検	レセプトについて、専門機関において内容を審査します。また、外傷の原因が、公務災害および第三者行為ではないか調査を行います。	
講座関係	保健衛生講座助成	所属所が保健衛生講座を開催した場合に、講師に係る費用及び会場費用を年度間50,000円を限度に助成します。	
	健康管理担当者研修会	健康管理担当者を対象とした研修を行います。	
	健康づくりセミナー	組合員の健康づくりのためのセミナーを行います。	
	ライフプランセミナー	組合員を対象にセミナーを開催します。	

<お問合せ先 健康管理課>

特定健康診査のお知らせ

特定健康診査とは、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診断のことです。

自覚症状が少なく自分では気が付きにくい生活習慣病を、早期に発見することができます。

病気は早期発見・早期治療が大切なので、健診結果を毎年確認しましょう!



※ 在職中の組合員の方は、所属所が行う定期健康診断や人間ドックを受診することにより、特定健診を受診したものとみなされます。

40歳以上75歳未満の被扶養者、任意継続組合員の皆様へ 特定健康診査のご案内をお届けします

● 特定健康診査受診方法 ●

5月頃、特定健康診査受診券をご自宅宛てに送付します。

以下、いずれかの方法で受診してください。

- A 市町の集団健診
- B 病院での受診(要予約)

特定健康診査受診券とマイナ保険証等を持参して受診してください。

受診券封筒見本です。
(青色 A4サイズ)



● 健診費用 ●

当共済組合が全額負担しますので無料です。

ただし、がん検診は自己負担となります。



※ 詳細は「令和8年度特定健康診査のご案内」をご確認ください。

● 特定健康診査受診後 ●

特定健康診査の結果、生活習慣病リスクがあると判断された方には、生活習慣を改善するための特定保健指導のご案内を送付します。保健師や管理栄養士など専門家のサポートを無料で受けられますので、該当した方は必ず指導を受けてください。



◆ 共済組合の助成を受けずに人間ドックを受診した方、お勤め先で健康診断を受けた方 ◆

人間ドックの結果票や、お勤め先での健康診断の結果表の写しをご提供ください。

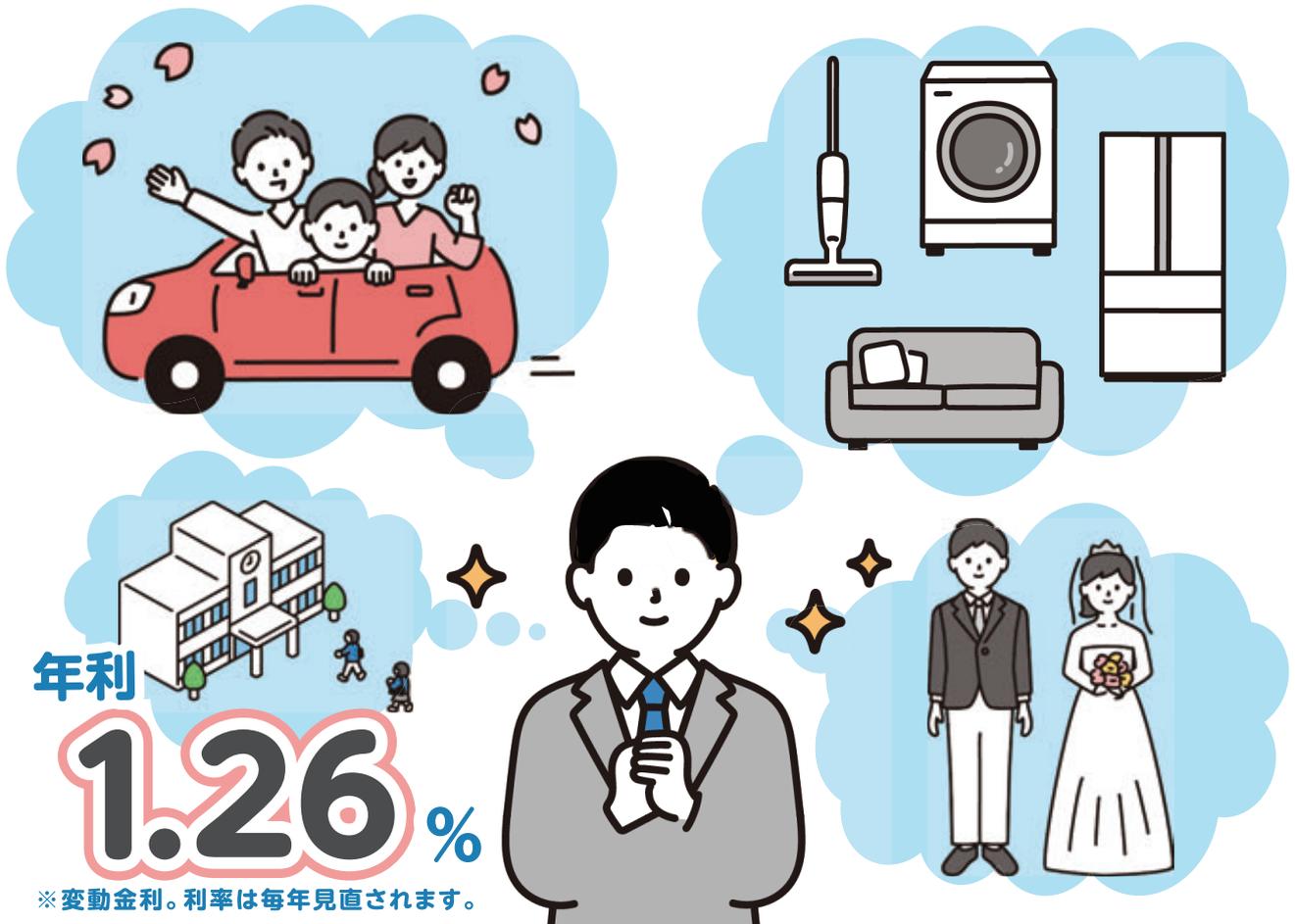
検査項目を満たす健診結果をご提供いただいた方にはQUOカード1,000円分を贈呈します。「令和8年度特定健康診査のご案内」をご確認いただき、同封している返信用封筒をお使いください。

検査項目を満たす健診結果は、共済組合が国に報告する特定健康診査の受診実績としてみなされますので、受診率の向上にご協力をお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>



生活応援！貸付事業のご案内



※変動金利。利率は毎年見直されます。

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする場合に、資金を貸付け、分割(給与天引き)によりご返済いただく**貸付事業**を行っています。

ご自宅の新築・リフォーム(住宅貸付)、自動車や家電の購入(普通貸付)、結婚式(結婚貸付)、お子様の進学(入学・修学貸付)など**様々な用途にご利用いただけます！**

- 余裕資金ができた場合、いつでも繰上返済が可能！
- お申込みの際、保証料等は不要！保証人も不要！
- 住宅貸付の抵当権の設定は不要！

万が一の際に備えて団体信用生命事業に加入可能です。
団体信用生命事業についてはこちらをご覧ください。



お申込みは、各所属所の共済組合事務担当課へ！

- ※ 普通貸付・住宅貸付は毎月15日共済組合必着、審査後、月末営業日に貸付します。
- ※ 会計年度任用職員など任期の定めのある組合員については償還金額等の取扱いが異なりますので、必ず事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合へご相談ください。
- ※ 貸付お申込み後、書類に不備があると再提出等に時間がかかるため、なるべくお早めにお申込みください。
- ※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。

詳細はHPをCheck!



<お問合せ先 総務企画課>

退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」を送付します

令和7年4月から令和8年3月までの 「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせします

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、国民年金・厚生年金などの公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。この原資の額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に退職等年金給付を受給することになります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する情報をお知らせします。通知書は圧着ハガキ形式で5月下旬頃(予定)に全国市町村職員共済組合連合会から自宅あてに郵送させていただきます。

その他、給付算定基礎額残高通知書に係る詳細につきましては、全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会
<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

【給付算定基礎額残高通知書に表示されている各項目の見方】

給付算定基礎額残高通知書				
(7年4月～8年3月)				
〇〇 〇〇 様 (8625000000000) 単位:円				
(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
前年度末	①	②	③	④ 150,899
4月	410,000	6,150	34	157,083
5月	410,000	6,150	35	163,268
6月	1,247,000	18,705	39	182,012
7月	410,000	6,150	40	188,202
8月	410,000	6,150	42	194,394
9月	410,000	6,150	43	200,587
10月	410,000	6,150	84	206,821
11月	410,000	6,150	86	213,057
12月	1,247,000	18,705	94	231,856
1月	410,000	6,150	97	238,103
2月	410,000	6,150	99	244,352
3月	410,000	6,150	102	250,604
※「標準報酬月額」には同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤ 前回通知	150,899			
⑥ 付与額累計	98,910			
⑦ 利息額	795			
⑧ 今回通知	250,604			
給付算定基礎額等合計	250,604			
⑨ 年金払い退職給付加入期間	〇年〇月			
⑩ 付与率	令和7年4月～令和8年3月	1.500%		
		%		
⑪ 基準利率(年率)	令和7年4月～令和7年9月	0.260%		
	令和7年10月～令和8年3月	0.490%		
作成日 令和8年4月XX日				

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1か月単位に換算した率)を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

付与額及び利息の合計額です。

⑤前回通知

令和7年3月までの給付算定基礎額等の合計です。

⑥付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

各月の利息を累計した額です。

⑧今回通知

令和8年3月末における付与額と利息を累計した額です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以後の組合員期間の年月数です。

⑩付与率(掛金率・負担金率の合計)

付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。

⑪基準利率

利息を求めるための率です。

* 上記通知書にお示した数値及びレイアウトは、あくまでも説明のための例であり、実際と異なる場合がございます。

令和8年度の年金額改定について

～ 年金額は昨年度からプラス改定 ～

総務省から「令和7年平均の全国消費者物価指数」が公表されました。

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、年金額は名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.1%)を用いて改定します。

さらに、令和8年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.2%)が行われることから、令和8年度の年金額の改定は国民年金(基礎年金)が1.9%、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%の引上げとなります。

【 令和8年度の参考指標 】

名目手取り賃金変動率(A)	2.1 %
物価変動率(B)	3.2 %
令和7年度マクロ経済スライドによる調整率(国民年金)(C)	▲ 0.2 %
令和7年度マクロ経済スライドによる調整率(厚生年金)(D)	▲ 0.1 %

※令和7年の年金制度改正により、厚生年金の調整率を緩やかにすることとしています。

【 令和8年度の年金額改定率 】

A + C = 1.9 % (国民年金)	1.9 % 引上げ
A + D = 2.0 % (厚生年金)	2.0 % 引上げ

<お問合せ先 年金課>

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、新規資格取得者等への生活サポートプラン等の保険中途加入募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 職場復帰支援制度
オ. 治療費支援制度	カ. 三大疾病支援制度	キ. 傷害総合保険	ク. 長期所得補償保険
ケ. つなぎ積立年金	コ. 所得補償保険	サ. ゴルファー保険	
シ. 団体地方公務員賠償責任保険	ス. 一時払退職後終身保険	セ. リレー定期	ソ. 退職後医療保障保険
タ. 退職後三大疾病支援制度	チ. 一時払退職後傷害保険	ツ. 退職後終身医療保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

ア. 組合員各位の所属所番号、組合員等番号、氏名、性別、生年月日、 部課署コード、職員番号、送金先口座情報	イ. 組合員各位の転出・転入情報
ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報	エ. 組合員各位の健診結果データ(健康サポート・キャッシュバック 特約の同意を得た方)

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

- 利用目的
団体保険契約の事務手続き
- 共済組合から保険会社等に提供される個人データ
保険金請求時の必要書類に記載される個人データ(戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)
- 情報提供の手段
加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の 停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてにご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。
なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

<お問合せ先 健康管理課>

令和8年度 4月1日保障開始

福井県市町村職員共済組合
公的遺族年金補完制度
生活サポートプラン

制度内容

制度名称	保障内容	退職後継続
生活サポートプラン <small>(年金払特約付半年払保険料併用特約付 こども特約付新・団体的保険【生命保険】)</small>	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金形式、または一時金でお支払いします。	
医療保障保険 <small>(短期入院特約付家族特約付医療保障 保険(団体型)【生命保険】)</small>	病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日目から、ご加入の口数の給付金をお支払いします。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
Wide医療 <small>(医療保険【損害保険】)</small>	疾病・ケガによる所定の手術、三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)・所定の生活習慣病(糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病)による入院・手術、女性疾病での入院・手術等を幅広く補償します。	
職場復帰支援制度 <small>(特定精神障害給付特約付団体総合就業 不能保障保険【生命保険】)</small>	就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。	退職後継続なし
治療費支援制度 <small>(家族特約付治療支援給付特約付先進 医療給付特約付無配当団体医療保険 【生命保険】)</small>	病気やケガで1日以上入院した場合、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合に給付金をお支払いします。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
三大疾病支援制度 <small>(健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期 用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新 生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、 代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病 保障定期保険(II型)【生命保険】)</small>	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、保険金をお支払いします。7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約を付加することで幅広く保障します	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
傷害総合保険 <small>(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償 特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食 中毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】)</small>	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害・入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任、介護や携行品損害等の補償もあります。	一時払退職後傷害保険 (保険期間10年間) ※一時払退職後傷害保険と 傷害総合保険とは、補償 内容が異なります。
長期所得補償保険 <small>(精神障害補償特約付団体長期障害所 得補償保険【損害保険】)</small>	病気やケガ、所定の精神障害による就業障害が7日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。	退職後継続なし

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

保険金給付事由

給付事由	制度名									
	生活サポートプラン	医療保障保険	Wide医療	職場復帰支援制度	治療費支援制度	三大疾病支援制度	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	傷害総合保険	長期所得補償保険※9
病気の場合	死亡	○	○				○			
	高度障害	○					○			
	特定疾病						○※3	○※7		
	その他の4疾病							○※5		
	上皮内新生物							○※6		
	入院		○	○※1	○	○				○
	手術			○※1		○※10				
自宅療養				○					○	
ケガの場合	死亡	○	○				○		○	
	高度障害	○					○			
	後遺障害								○	
	入院		○		○	○			○	○
	通院								○	
	手術			○※1		○※10			○	
	自宅療養				○					○
その他			○※2		○※8			○※4		

◎詳細はパンフレットをご参照ください。

- ※1: 病気の場合は、三大疾病(がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中)、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病、女性疾病の場合にお支払いします。手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
- ※2: 所定の要介護状態になった場合に介護保険金をお支払いします。
- ※3: 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたときにお支払いします。特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- ※4: 賠償責任保険金・介護保険金・携行品損害保険金をお支払いします。(補償内容は加入コースにより異なります)
- ※5: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になられたときに主契約保険金の5割の7大疾病保険金をお支払いします。「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※6: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたときに主契約保険金の1割のがん・上皮内新生物保険金をお支払いします。
- ※7: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときに主契約保険金の割をお支払いします。(上皮内新生物、脳卒中、急性心筋梗塞は支払対象外)
- ※8: 先進医療による療養を受けた場合に給付金をお支払いします。対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。
- ※9: 保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。なお、免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- ※10: 入院を伴わない手術(診療報酬点数合計2,000点以上)を受けたときにお支払いします。

請求の手順

①請求事由の発生



②事故報告書の提出

事故報告書を有限会社エル・サポート・福井までFAXしてください。

※事故報告書は、更新PR時に配布したポイントブックP27をコピー、共済組合ホームページの様式集より印刷、もしくは各所属所の共済組合事務担当課までお申し出ください。



③請求書類の記入・必要書類の準備

「請求書類」が届きますので、請求内容の詳細を記入してください。また、その他の必要書類をご準備ください。



④請求書類・必要書類の提出

必要書類に漏れがないことを確認のうえ、各所属所の共済組合事務担当課または、有限会社エル・サポート・福井へご提出ください。



⑤請求内容の確認、保険金・給付金のお支払い

引受会社により請求内容を確認し、支払事由に該当された場合お支払いとなります。

【お問い合わせ先】

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店 有限会社エル・サポート・福井
TEL:0776-52-0133 受付期間:平日(土日・祝日、年末年始を除く) 受付時間:9:00~17:00まで

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 北陸公法人営業推進部
TEL:076-231-3240 受付期間:平日(土日・祝日、年末年始を除く) 受付時間:9:00~17:00まで

MY-A-26-他-001330
MYG-A-25-LF-893

風薫る季節

越路でのんびりしてみませんか

越路の春を料理長が心込めてご提供します。

【春の和心コース】



旬の恵みを生かした優しい味わいが魅力の会席

【春の煌季コース】



山海の幸を贅沢に盛込んだ特別な会席



【ステーキコース】



【小学生夕食イメージ】



【幼児夕食イメージ】

【お料理別料金表】 (1泊2食/税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
和心(なごみ)	13,800円	14,500円	15,600円
煌季(きらめき)	16,300円	17,000円	18,100円
ステーキコース等	16,300円	17,000円	18,100円
年末年始	21,700円		

【お料理別料金表】 (1泊2食/税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	9,900円	10,400円	11,200円
幼児料理	8,400円	8,900円	9,700円
年末年始	16,400円		
幼児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	6,100円	6,600円	7,300円
小学生料理	7,800円	8,300円	9,000円
年末年始	10,300円		



利用助成券により、1泊2食のご利用で
 大人(小学生以上)は4,000円(繁忙期3,500円)
 幼児(3歳以上)は2,000円(繁忙期1,500円)
 が助成されます。

「直営保養所 越路 利用助成券」は、4月下旬に配布する
 「リフレッシュ施設助成券」と合わせてお手元にお届けします。



ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<https://www.koshiji.biz>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路

